



主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

学校と地域



1 学校評議員制度

中央教育審議会

「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」

（1998（平成10）年9月）

第3章 学校の自主性・自律性の確立について

- 1 現行制度の概要と課題
- 2 教育委員会と学校の関係の見直しと学校裁量権限の拡大
- 3 校長・教頭への適材の確保と教職員の資質向上
- 4 学校運営組織の見直し
- 5 学校の事務・業務の効率化
- 6 地域住民の学校運営への参画**

1 学校評議員制度

【学校教育法】

第五条

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

【学校教育法施行規則】

第四十九条

小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

1 学校評議員制度

学校評議員

その学校の教職員以外の者
+
教育に関する理解及び識見を
有する者

委嘱

学校の設置者

校長の推薦

意見を求める

校長

校長の求めに応じた
学校運営に関する意
見を述べる

地域や社会に開かれた
学校づくり

2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

【教育改革国民会議報告 – 教育を変える17の提案 –】

2000（平成12）年

4. 新しい時代に新しい学校づくりを

◎新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

新しいタイプの学校の設置を可能とし、多様な教育機会を提供する。新しい試みを促進し、起業家精神を持った人を学校教育に引き込むことにより、日本の教育界を活性化する必要がある。

（前後略）

2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

【中央教育審議会

「今後の学校管理運営の在り方について（中間報告）」】

2003（平成15）年

第1章 学校の管理運営をめぐる課題と検討の基本的視点について

第2章 地域が参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方について

1 地域が公立学校の運営に参画する意義について

2 制度化に当たっての基本的な考え方について

(1) 制度導入の対象

(2) 基本的な制度の内容

(3) 点検・評価等

第3章 公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方について

第4章 その他の検討課題について

2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

【中央教育審議会

「今後の学校管理運営の在り方について（中間報告）」】

2003（平成15）年



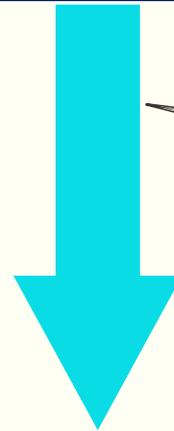
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」2004（平成16）年法律第九十一号）において、学校運営協議会が創設される。

2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

中央教育審議会

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」

2015（平成27）年



学校運営協議会の役割見直し等

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正

2017（平成29）年

2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】 平成29年4月施行

第四十七条の五

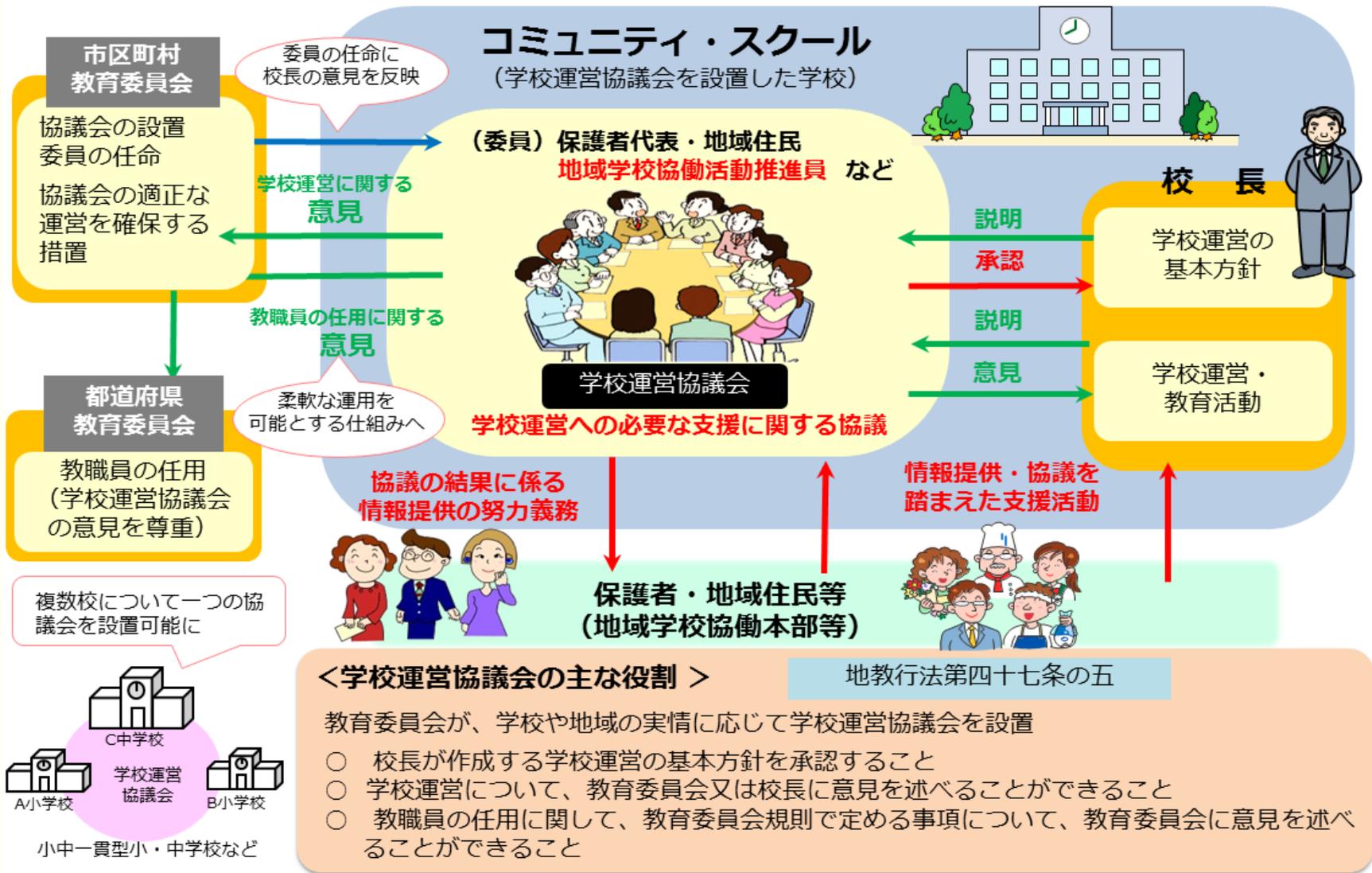
1（学校運営協議会の設置及びその役割）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

（以下略）

2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

【コミュニティ・スクール導入校数】（R4.5.1現在）

	令和3年度	令和4年度
全国	11,856	15,221
徳島県	100	262

【文部科学省
「地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況について」参考資料より】

3 学校評価

学校評価：子どもたちがより良い教育を享受できるように、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組

(文部科学省Webサイトより)

目的

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ① 学校運営の組織的・継続的な改善を図る
- ② 各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得る
- ③ 学校に対する支援や条件整備等の充実につなげる

3 学校評価

小学校設置基準等（2002（平成14）年4月施行）

義務教育諸学校における学校評価ガイドライン
（2006（平成18）年3月作成）

学校教育法の改正（2007（平成19）年6月）



学校教育法施行規則の改正（2007（平成19）年10月）

3 学校評価

【学校教育法】

第四十二条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

3 学校評価

【学校教育法施行規則】

第六十六条（自己評価の実施・公表）

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条（学校関係者による評価の実施・公表）

小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 学校評価

【学校教育法施行規則】

第六十八条（評価結果の設置者への報告）

小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

3 学校評価

【学校教育法施行規則】

第六十六条（自己評価の実施・公表）

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条（学校関係者による評価の実施・公表）

小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 学校評価

	法令上の位置付け	評価の内容
自己評価	<ul style="list-style-type: none">○実施・公表の義務○評価結果の設置者への報告の義務	<ul style="list-style-type: none">○各学校が教育活動その他の学校運営の状況について自ら行う評価
学校関係者評価	<ul style="list-style-type: none">○実施・公表の努力義務○評価結果の設置者への報告の義務	<ul style="list-style-type: none">○保護者，地域住民等の学校関係者が，自己評価の結果を踏まえて行う評価
第三者評価	<ul style="list-style-type: none">○法令上の義務づけはない	<ul style="list-style-type: none">○学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により，専門的視点から行う評価

3 学校評価

【いじめ防止対策推進法】

第三十四条

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

3 学校評価

【学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕】

目次

1. 学校評価の目的、定義と流れ
2. 学校評価の実施・公表
 - (1) 自己評価
 - (2) 学校関係者評価
 - (3) 自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表・説明
 - (4) 自己評価及び学校関係者評価の設置者への報告と支援・改善
 - (5) 第三者評価
3. 積極的な情報提供
4. 高等学校、特別支援学校の特性



主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

学校と地域

